

ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会（第3回） ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（第13回） ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会（第13回）	資料1
令和8年7月23日	

ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会の設置について （一部改正案【改正後全文】）

令和2年10月6日
（一部改正）令和8年〇月〇日
厚生労働省
健康・生活衛生局
難病対策課

1. 設置の趣旨

「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、次に掲げる業務を実施する。

（1）ヒト受精胚の作成をして行う研究についての審査・報告

ヒト受精胚の作成をして行う研究の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。

（2）ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究についての審査・報告

ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。

（3）その他指針の運用に関して厚生労働大臣が必要と認めること。

2. 構成

医学研究者（生殖補助医療等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。
（委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。）

3. 設置の時期

令和2年10月6日

4. 会議等の取扱い

委員会の会議及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、又は知的財産権が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

5. その他

- (1) 審査にあたっては、こども家庭庁こども家庭審議会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及び文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会と合同で開催し、議論を進めるものとする。
- (2) 厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する審査専門委員会は廃止する。

ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会の設置について 【新旧対照表】

改 正 後	改 正 前
<u>ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会の設置について</u> 令和2年10月16日 (一部改正) 令和8年〇月〇日 厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	<u>ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会の設置について</u> 令和2年10月16日 厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課
1. 設置の趣旨 「<u>ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針</u>」及び「<u>ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針</u>」(以下「指針」という。)の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「<u>ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会</u>」(以下「委員会」という。)を設置する。 (1) ヒト受精胚<u>を作成して行う研究</u>についての審査・報告 ヒト受精胚の作成<u>をして行う研究</u>の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。 (2)・(3) 略 2.～4. 略 5. その他 (1) 審査にあたっては、<u>こども家庭庁こども家庭審議会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及び文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会</u>と合同で開催し、議論を進めるものとする。	1. 設置の趣旨 「<u>ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針</u>」及び「<u>ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針</u>」(以下「指針」という。)の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「<u>ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会</u>」(以下「委員会」という。)を設置する。 (1) ヒト受精胚の<u>作成を行う生殖補助医療研究</u>についての審査・報告 ヒト受精胚の作成<u>を行う研究</u>の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。 (2)・(3) 略 2.～4. 略 5. その他 (1) 審査にあたっては、<u>文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会</u>と合同で開催し、議論を進めるものとする。